

地域活性化・雇用促進資金を拡充しました!

雇用の促進等を図る中小企業の皆さまへの支援を一層強化するため、5月11日から、「地域活性化・雇用促進資金」の融資対象者に「雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方」を追加するなどの下記拡充を行いました。

融資制度の拡充内容	
融資対象者	○雇用調整助成金、中小企業緊急雇用安定助成金及び残業削減雇用維持奨励金に係る実施計画の届出が受理された方 ○2名以上(特定業種*注1、従業員20人以下の企業または女性、若年者(30歳未満)、もしくは高齢者(60歳以上)を雇用する場合は1名以上)の雇用を行う方
資金使途	長期運転資金
貸付限度額	中小企業事業 2億5千万円
ご返済期間(据置期間)	7年以内(1年以内)
利 率	特別利率①

*注1 特定業種:中小企業信用保険法に定める特定業種

中国及びベトナムにて現地法人交流会を開催



大連交流会(講演会)の様子



ベトナム交流会(意見交換会)の様子

当事業は、2009年6月4日に中国・大連にて(財)海外職業訓練協会(OVTA)と共同で「中国大連取引先現地法人交流会」を開催し、遼寧省に進出するお取引先等あわせて39社の参加を得ました。講演47名の参加を得ました。講演会は、「環境変化に伴う新たな価格税制関連新規定特別納税調整実施弁法」の留意点と対労働問題の現状と対策、「移転策」がテーマで、熱心な質疑応答ぶりから関心の高さが伺われました。懇親会では参加企業同士の活発なビジネス交流が行われました。また、同6月30日にはベトナム・ホーチミンでもOVTAとOVTBとの間で「ベトナム取引先現地法人交流会兼進出中小企業支援セミナー」を開催し、同国に進出するお取引先等あわせて51社60名の参加を得ました。セミナーではベトナム人講師が「企業におけるベトナム人の接し方」をテーマに講演し、意見交換会では従業員の高い離職率への対応等について内容の濃い議論が繰り広げられました。意見交換会では従業員の高い離職率への対応等について内容の濃い議論が繰り広げられました。

編集後記

巻頭の堀場最高顧問と勝野本部長の対談は、時折笑い声が聞こえる中、終始和やかな雰囲気で、創業当時のお話を伺う事ができました。ま

た、本号より、表紙裏の経済にまつわる用語や出来事をテーマとしたコラム「経済風向計」と、著名人の経験談や趣味などのちょっと一休みできるよ

うなコラム「ハーフタイム」をスタートしました。こちらも、今後どのような方が登場するのか、どうぞご期待下さい。(宮)

セーフティネット貸付を更に拡充しました!

政府の経済対策「経済危機対策」にもとづき、中小企業の皆さまへの資金繰り支援を一層強化するため、平成21年6月15日からセーフティネット貸付の利率の引き下げを行いました。

融資制度の拡充内容	
下線部分が政府の経済対策「経済危機対策」による拡充部分です。	
融資対象者	○社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業況が悪化している方 〔生活対策〕中小企業金融緊急特別相談窓口など、特別相談窓口の対象者に該当する場合、ご利用が可能です。
資金使途	長期運転資金、設備資金
貸付限度額	中小企業事業 7億2千万円
ご返済期間(据置期間)	運転資金 8年以内(3年以内) 設備資金 15年以内(3年以内)
利 率	基準利率 ただし、次に掲げる要件に該当する運転資金は、それぞれに定める利率が適用されます。 ①雇用の維持または雇用の拡大を図る場合は、「基準利率-0.1%」 ②最近の売上、利益率等が減少するなど業績が特に悪化している場合は、「基準利率-0.3%」 ③前①及び②のいずれの要件にも該当する場合は、「基準利率-0.4%」 ※中小企業事業における基準利率の上限は3% (運転資金のみ)

